

# 2025年度 同志社大学大学院 司法研究科

## 前期日程入学試験問題 法律科目試験

### (商 法)

次の（設例）を読んで、問（1）、（2）に答えなさい。根拠条文があるときは、それを解答中に明示すること。

#### （設例）

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）はコーヒーの輸入販売および喫茶店業を営む取締役会設置会社であり、その定款には、株式譲渡には取締役会の承認を要する旨の定めがある。甲社の総資産額は70億円であり、その発行済株式総数は1万株である。甲社の代表取締役Aは甲社株式3000株を保有し、代表権のない取締役B、Cおよび監査役Dの3名が甲社株式の各2000株を保有し、残りの1000株をXが保有しており、甲社の株主名簿にも上の通り記載されている。
2. 令和5年夏ごろから、甲社は、コーヒー豆の価格高騰と円安により、コーヒーを例年の半量しか輸入することができず、売上げが低迷して業績は急速に悪化した。同年10月、Aは、大手のカフェチェーン店に対抗して集客力を上げるため、建築設計・施工業者である乙社との間で、総額10億円で、甲社が経営する喫茶店を順次休業して改装する工事の請負契約を締結した（以下「本件請負契約」という。）。本件請負契約の締結は、甲社の取締役会において取締役全員の賛成により決定されていた。改装を計画し始めた令和5年夏から10月ごろまでは、Aは、甲社の財務状況から本件請負契約の代金（以下「本件代金」という。）の支払には問題がないと判断しており、決定当時には相応の合理性があった。
3. 本件請負契約を締結してからほどなく、コーヒー豆の世界的な不作から喫茶店業界の長期不況が予測されるに至り、計画を見直し改装費用を節減するなどの対策を提案する取締役もいた。しかし、Aはこの提案に耳を貸さず、コーヒーの仕入れ確保にのみ奔走しており、甲社の売上げ予測や本件代金の支払可能性を丁寧に見直すこともなく、店舗の取引相場の動向の継続的な調査をしなかった。
4. 売上げが回復しないまま本件請負契約の締結から半年が経過した令和6年4月、Aは本件代金の支払に不足が見込まれることに気づき、資金を捻出するために店舗売却を検討せざるを得なくなった。ところが、業界の不況により、甲社が希望する価格での店舗売却は困難な状況であった。
5. 令和6年7月、乙社が工事を完成させ、本件代金の支払債務の履行期が到来したので本件代金10億円の支払を甲社に対して求めた。しかし、甲社は、乙社に対して本件代金を支払うことができなくなったので支払っていない。

## 2025年度 同志社大学大学院 司法研究科

### 前期日程入学試験問題 法律科目試験

#### (商 法)

---

##### 問(1) (配点: 25点)

乙社は、Aに対して、本件代金の支払を受けられなかった損害の賠償を求めることができるかを論じなさい。なお、損害額を算定する必要はなく、また、不法行為については検討しなくてよい。

##### 問(2) (配点: 25点)

Aの取締役としての任期が令和8年3月まで残っているとき、令和7年3月下旬に開催予定の甲社の定時株主総会の機会を利用して、Xは、Aを甲社取締役から外したいと考えている。XがAを辞めさせるために、会社法に基づいて行使することができる権利を指摘し、Xは、どのような手続を行う必要があるかを説明しなさい。